第８０号様式（第１０７条関係）　　　　　（表）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入印紙 | 　 |
| 工事請書 |
| 工事名 | 　 |
| 工事場所 | 　 |
| 工期 | 　　　　　　　　から　　　　　　　　まで |
| 請負代金額 | 億 | 万 | 円 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| (消費税相当額及び地方消費税相当額　　　　　　　　円を含む。) |
| 完成検査時期 | 完成通知書を受けた日から14日以内 |
| 請負代金額支払の時期 | 適法な支払請求書を受理した日から40日以内 |
| 施工しない日・時間帯 |  |
| 部分払 |  |
| ◎上記の工事について下記の条件及び裏面の事項を遵守し、お請けします。1　工事は、仕様書及び図面により施工し、完成します。　　ただし、仕様書及び図面に明示されない部分については、全て発注者の指示に従います。2　発注者の承諾を得ないでこの契約に関する権利及び義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。3　工事を完成したときは、その旨を発注者に通知します。4　この契約に係る所有権は、発注者が合格と認定し、代金の支払があったときから発注者に移るものとし、それ以前に生じた一切の損害は全て当方が負担します。　　なお、引渡し後、　　年以内に発注者の故意又は過失によらないで、破損その他不完全な箇所が生じたときは、無償で手直しします。ただし、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、無償での手直しは行いません。5　材料は、発注者の担当者の検査に合格したものを使用します。6　当方が不可抗力その他正当な理由によらないで工期が遅延した場合は、工期末日の翌日から成工までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する率で計算した金額を支払います。7　当方の責めに帰する理由により契約を解除されたときは、違約金として請負代金額の100分の10の金額を支払います。8　発注者の都合でこの契約を解除された場合において、当方に損害があるときは、相当の補償の申し出をします。9　その他必要な事項は、その都度発注者と協議します。　　　　　年　　月　　日　　発注者　唐津市長　　　　　　　　　　　　様 |
| 受注者　　 | 住所氏名・名称及び代表者 |  |
|  |

（裏）

１　受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）並びに設計図書（図面、仕様書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

３　発注者は、受注者の責めに帰すことができないものそのほか必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

４　受注者は、天候の不良等その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

５　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

６　工期及び請負代金額の変更（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更を含む。）は、発注者と受注者とが協議して定める。

７　工事の施工について、第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、受注者がその損害を賠償しなければならない。

８　発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書で定めるところによる。

９　発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 発注者の承諾を得ないで請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者がその催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

(9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(10) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(12) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(13) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（８）から（１２）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(14) 受注者が（８）から（１２）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（１３）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

１０　発注者の請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

１１　この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による佐賀県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

１２　請書及び設計図書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。